

OneOffice メールソリューション利用約款

(第 11.0 版)

株式会社 TOKAI コミュニケーションズ

第1節 総則	4
第1条 (約款の適用)	4
第2条 (サービスの提供)	4
第3条 (約款の変更)	4
第4条 (利用申込)	4
第5条 (本サービス利用の承諾)	5
第6条 (契約者情報の公開)	6
第7条 (権利譲渡の禁止)	6
第8条 (地位の承継)	6
第9条 (氏名等の変更)	6
第10条 (本サービス提供の停止)	7
第11条 (本サービス提供の再開)	8
第12条 (当社の都合によるサービス提供の中断)	8
第13条 (本サービス提供の制限)	8
第14条 (本サービスの廃止)	8
第15条 (当社が行う利用契約の解除)	9
第16条 (契約者が行う利用契約の解除)	9
第17条 (利用サービスの変更)	9
第18条 (契約者の義務)	10
第19条 (他人に使用させる場合の契約者の義務)	11
第20条 (情報の取り扱い)	11
第21条 (利用料金および費用)	11
第22条 (初期費用の支払義務)	12
第23条 (月額利用料金の支払義務)	12
第24条 (請求および支払)	12
第25条 (利用不能等の場合における月額利用料金の精算)	12
第2節 メールソリューション利用契約	12
第26条 (本サービスの目的)	13
第27条 (本サービスの内容等)	13
第28条 (サービスの提供区域)	13
第29条 (利用契約の単位)	13
第30条 (最低利用期間)	13
第31条 (本サービスの開始日)	13
第32条 (利用条件)	13
第33条 (ID およびパスワード)	14
第34条 (本サービスおよびオプションサービスの品質に関する事項)	14

第 35 条	(本サービスの適正な利用)	14
第 36 条	(特殊環境下での使用の禁止)	15
第 37 条	(本サービスへの障害)	16
第 3 節	雑則	16
第 38 条	(違約金)	16
第 39 条	(遅延損害金)	16
第 40 条	(消費税等)	16
第 41 条	(端数処理)	16
第 42 条	(免責事項)	17
第 43 条	(第三者が提供する製品、役務の使用)	17
第 44 条	(業務委託)	17
第 45 条	(機密保持)	18
第 46 条	(個人情報保護)	18
第 47 条	(著作権)	19
第 48 条	(契約者のデータの権利)	19
第 49 条	(契約者への通知等)	19
第 50 条	(不可抗力)	20
第 51 条	(反社会的勢力の排除)	20
第 52 条	(分離可能性)	20
第 53 条	(合意管轄裁判所)	21
第 54 条	(準拠法)	21
附則		21

第1節 総則

第1条 (約款の適用)

1. この「OneOffice メールソリューション利用約款」(以下、「本約款」といいます。)は、株式会社 TOKAI コミュニケーションズ(以下、「当社」といいます。)が、メールソリューションサービス(以下、「本サービス」といいます。)を契約者に提供する場合の提供条件を定めたものです。本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます。)は、本サービスの利用契約(以下、「利用契約」といいます。)の申し込みにあたり、本約款の内容を承諾するものとします。本サービスの利用は、本約款の内容を契約者が承諾していることを前提とします。

第2条 (サービスの提供)

1. 当社は、本約款に基づき本サービスを提供します。
2. 当社が適宜定めた通知手段を用いて、随時契約者に対して発表・通知される諸規定および仕様書は、本約款の一部として構成されるものとします。

第3条 (約款の変更)

1. 当社は、適宜、本約款の全てまたは一部を変更することがあります。この場合、契約者は、当社が提供する本サービスの内容および料金その他の条件については、変更後の本約款の内容に従うものとします。
2. 本約款の変更は、当社が定めた日に効力(以下、「効力発生日」といいます。)を生じるものとします。
3. 本約款の変更を行う際は、契約者に対し、効力発生日の1か月前までに、本約款を変更する旨および変更後の本約款の内容並びに当該変更の効力発生日を通知します。
4. 契約者は、本約款の変更を承諾しない場合は、効力発生日までの間に、当社に対し、書面により異議を通知するものとします。当該効力発生日までの間に当該書面が当社に到達した場合は、当該書面により異議を通知した契約者と当社との間の本サービスに係る利用契約は、当該効力発生日をもって終了するものとします。

第4条 (利用申込)

1. 本サービスの利用申込を行う者(以下、「申込者」といいます。)は、本約款の内容を承諾した上で、当社が別途定める書面(以下、「申込書」といいます。)に必要事項を記載し、当社に申し込むものとします。
2. 当社は、申込書の記載内容を確認するために、必要な資料を申込者に提出していただく場合があります。
3. 当社は、申込日を含めた4営業日以内に申込者から撤回を申し入れられた場合に限り、

無償にて申込を取り消すものとします。また、申込日を含めた 5 営業日以降から第 5 条（本サービス利用の承諾）に定める承諾通知に記載されたサービス提供開始日前日までに契約者が取消を行う場合は、契約者は、本サービスの利用の有無に関わらず、初期費用および月額利用料金の 1 か月分を合計した額に相当する額を違約金として当社に対して支払うものとします。

第5条（本サービス利用の承諾）

1. 当社は、申込者から本サービスの申込を申込書にて受けたとき、すみやかに利用契約の締結に必要な審査を行います。
2. 当社は、審査の結果申込を承諾するときは、契約者に対し、当社より承諾の通知を電子メールにて行います。
3. 当社は、当社の都合により、承諾の通知を発送した日の翌日から起算して 3 営業日以内に通知内容（以下、「承諾通知」といいます。）の全部または一部を取り消す場合があります。
4. 利用契約は、承諾通知に記載された承諾日（以下、「契約日」といいます。）に成立するものとします。なお、承諾の通知がない限りは、利用契約は成立しません。
5. 本サービスを利用するための料金（以下、「利用料金」といいます。）は、サービス環境の提供に関する通知（以下、「設定完了通知」といいます。）に記載されたサービス提供開始日から発生するものとします。
6. 設定完了通知に記載されたサービス提供開始日が、申込書に記載されたサービス利用開始希望日と異なる場合は、当社は設定完了通知に記載されたサービス提供開始日から本サービスの提供を開始し、利用料金はその日から発生するものとします。
7. 契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、申込に係る本サービスの全部または一部について、利用申込を承諾しない場合があります。この場合、当社は契約者に対してその旨を通知します。
 - ①利用申込に係る利用契約上の義務を怠るおそれがある場合。
 - ②申込書に虚偽の記載もしくは記入漏れがあった場合、またはその他利用申込において不備があった場合。
 - ③過去または現在において、本サービスの利用料金もしくは手続きに関する費用等の支払いを怠った場合、または怠るおそれがある場合。
 - ④過去に当社以外に対して、違法行為、契約違反行為または条理、慣習もしくは信義に悖る行為と判断される行為をしていたことが判明した場合。
 - ⑤利用申込内容が技術的に実現困難な場合。
 - ⑥利用申込内容を実現することにより当社の業務の遂行上著しい支障が生じる場合、または生じるおそれのある場合。
 - ⑦本サービスの利用が違法行為を行うことを目的としていることが判明した場合。

- ⑧反社会的勢力との接触または取引があることが判明した場合。
- ⑨その他、当社が利用契約の締結において適当でないと判断した場合。

第6条（契約者情報の公開）

1. 当社は、本サービスの利用申込の承諾後、契約者の商号、契約者の氏名等必要な情報を当社の顧客リストに登録します。法令の定め、もしくは官公署からの要請（行政指導を含む）により開示の要求があった場合、または弁護士、公認会計士、税理士等、法令上当然に守秘義務を負う公的資格を有する専門家に対して開示する場合、当社は、契約者の同意を得ずに顧客リストおよび契約内容等を開示することができます。

第7条（権利譲渡の禁止）

1. 契約者は、利用契約に基づく本サービスの提供を受ける権利、その他利用契約に関する一切の権利、義務または契約上の地位を当社の事前の書面による承諾を得ずに第三者に譲渡し、承継させ、または担保の用に供することはできません。

第8条（地位の承継）

1. 契約者が他の法人との間で組織再編を行う場合は、契約者が存続会社となる吸収合併または契約者が承継会社となる吸収分割を行う場合を除き、その契約者たる地位を承継することについて当社が事前に書面で承諾した法人に限り、当社の契約者となるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、契約者は、自らが当事者となる組織再編を行うこととなった場合、当社の指定する書面またはその事実を証明する書類を添えて、すみやかにその旨を当社に届け出るものとします。
3. 契約者の地位を承継した法人と利用契約を継続することが適当でないと当社が判断した場合、当社は、組織再編行為の効力発生日または前項の届出を受けた日のいずれか遅い日から起算して30日以内に限り、何らの催告を要することなく、利用契約を解除することができるものとします。当社は、当該解除に基づく損害に関して、一切の責任を負わないものとします。

第9条（氏名等の変更）

1. 契約者は、申込書に記載された契約者の名称・商号・所在地・代表者、または住所・氏名、その他記載内容に変更があった場合は、変更内容とその変更の事実を証明する書類、または当社の指定する書面を添えて、すみやかに当社に届け出るものとします。
2. 本約款の定めに基づく契約者による届出または承諾・通知その他の意思表示は、特段の定めがない限り、いずれも書面で行うものとします。
3. 契約者が第1項に定める変更の届出を怠りまたは遅延した結果不利益を被ったとしても、

当社は責任を負わないものとします。

第10条（本サービス提供の停止）

1. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を停止する場合があります。
 - ①本約款の規定に違反した場合。
 - ②本約款に基づく債務を履行しなかった場合。
 - ③その他、契約者が契約者として不適当と当社が判断した行為、または不作為があった場合。
2. 当社が前項により本サービスの提供を停止するときは、当社は、事前に理由および停止する期間を契約者に通知します。ただし、契約者に通知することが不都合と判断される場合、またはやむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当すると判断するときは、事前の予告なく、契約者に対する本サービスの全部または一部の提供を停止します。
 - ①前項の通知を行ったにもかかわらず、改善が見られない場合。
 - ②契約者による本約款に違反する行為その他当社が不適当と判断した行為をただちに中止させないことで、他に回復困難な損害が生じるおそれがある場合。
 - ③前各号のほか、本サービスの停止をすべき緊急の必要性が認められる場合。
 - ④本サービスの提供に対して、警察、裁判所、その他公的機関による適法な手続きを経た停止命令または停止要請が出された場合、ならびに本サービスの提供のために必要な機器等の差押えが行われた場合。
 - ⑤契約者の経営基盤に重大な影響を及ぼすような債権者からの差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立、その他の民事執行もしくは民事保全措置を受けた場合。
 - ⑥銀行取引停止処分、小切手または自己振出の手形の不渡り処分を受けた場合。
 - ⑦破産、特別清算手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立が行われた場合、または裁判所の会社解散命令もしくは会社解散判決があった場合。
 - ⑧虚偽の事実を申告した場合。
 - ⑨当社の裁量にて悪質または悪意をもった行為があると判断した場合。
4. 当社は、前項各号のいずれかに該当する場合、第 15 条(当社が行う利用契約の解除)の措置を行う場合があります。
5. 本サービスの停止中の期間の利用料金については、当社は、本サービスの提供があったものとして算出します。また、既に受領した利用料金の払い戻し等は一切行わないものとします。
6. 本条に基づく本サービスの停止に起因して契約者が直接的または間接的に損害を被った場合であっても、当社は、第 42 条(免責事項)の定めにかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

第11条（本サービス提供の再開）

1. 前条(本サービス提供の停止)に基づき、本サービス提供が停止された後において、契約者が本サービス提供の再開を求める場合は、再開日およびその手段について、当社および契約者の協議の上、定めるものとします。

第12条（当社の都合によるサービス提供の中断）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの提供を中断する場合があります。
 - ①本サービスの提供を行うための電気設備、通信設備およびその他の設備(内蔵されているソフトウェア等を含みます。以下、「本サービス提供設備」といいます。)の保守管理、工事等の維持管理またはサービス向上に係る機器の変更等、本サービスの安定的な提供を行うために必要な場合。
 - ②本サービス提供設備に障害等が発生し、本サービスの提供を行うことが困難となった場合。
 - ③当社が提供を受けている電力会社や通信事業者等の理由により安定的なサービスの提供を受けることができなくなり、安定的に本サービスの提供を行うことが困難となった場合。
 - ④その他の理由により、安定的に本サービスの提供を行うことが困難となった場合。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中断する場合、当該契約者に対し、当社が定めた期間において、実施期日および期間を事前に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではなく、当社は、当該契約者に対し、本サービスが中断した後すみやかに通知を行います。
3. 本条に基づく本サービスの中断により契約者が損害を被った場合でも、当社は、第 42 条(免責事項)の定めにかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

第13条（本サービス提供の制限）

1. 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認める場合は、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給確保または秩序の維持のために必要な通信、その他公共の利益のために緊急を要する事項を優先的に取り扱うため、本サービスの提供を制限することがあります。なお、これにより契約者に発生した直接的または間接的な損害について、当社は、第 42 条(免責事項)の定めにかかわらず、一切の責任を負わないものとします。

第14条（本サービスの廃止）

1. 当社は、当社都合により本サービスの一部または全部を廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの一部または全部を廃止するときは、契約者に対して、事前に通知します。ただし、天災その他不可抗力等の当社の責に帰すべきでない事由により廃止せざるを得ない場合は、この限りではありません。
3. 本条に基づく本サービスの廃止により契約者が損害を被った場合でも、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第15条（当社が行う利用契約の解除）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告も要せず契約者に通知することにより、利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。なお、当社はこれにより契約者に生じた損害に対して一切の責任を負わないものとし、当社の契約者に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
 - ①契約者または第 19 条（他人に使用させる場合の契約者の義務）の定めによって契約者が本サービスを使用させた契約者以外の者（以下、本条において総称して「契約者等」といいます。）が、本約款その他の当社が定める約款または合意事項（以下、本条において総称して「本約款等」といいます。）に違反した場合。
 - ②第 50 条（不可抗力）に定める事由により、第 12 条（当社の都合によるサービス提供の中断）に定める本サービス提供設備の全部もしくは一部が滅失、または損壊し、その使用が不可能となり、復旧の見込みがない場合。
 - ③契約者等による本約款等に定める債務の全部または一部の履行が不能である場合。
 - ④契約者等が本約款等に定める債務の全部または一部の履行を拒絶する旨の意思を明確に表示した場合。

第16条（契約者が行う利用契約の解除）

1. 契約者は、事前に解除する旨について書面をもって通知することにより、利用契約の解除を行うことができるものとします。この場合、利用契約の解除日は、当社が契約者から通知を受領した日より 60 日を経過した日の当月の末日とします。ただし、解除時点の本サービス利用期間が第 30 条（最低利用期間）第 1 項に規定の 1 年を超えた最低利用期間に満たない場合は、契約者は、当該最低利用期間が満了するまでに支払われるべきであった料金の合計および費用を一括にて当社が指定する方法で支払うものとします。また、既に支払いの済んだ契約期間に対して未使用期間が発生する場合であっても、契約者は、差額分の払い戻しを請求できないものとします。

第17条（利用サービスの変更）

1. 契約者が本サービスの種類および内容等を変更したい場合は、当社が別途定める書面を提出することにより、申し込むことができます。当社が、この申し出を承諾した場合、従来の本サービスの契約は解除され、新たな本サービスの契約締結がなされたものとみな

します。

2. 前項に基づき利用契約内容を変更する場合において、利用料金が減少するときには、次回の利用料金請求時より新料金を適用するものとし、既に当社へ支払い済みの利用料金を返還しません。また、本サービスの変更によって、本サービスの一部の内容が終了する場合で、最低利用期間内に満たないものがあるときは、前条(契約者が行う利用契約の解除)の定めを準用し、契約者は当該本サービスの部分について、当該最低利用期間が満了するまでに支払われるべきであった料金の合計および費用を、違約金として、当社が指定する方法により、当社へ一括で支払うものとしします。
3. 第 1 項により、利用契約内容を変更する場合において、利用料金が增加するときには、当社が変更後の利用契約内容で本サービスを提供した日から新料金を適用するものとしします。
4. 契約者は、当社からの変更完了の連絡を受け次第、すみやかに当社から通知された変更結果を確認し、その正誤を当社に通知するものとしします。当社の設定に誤りがあり、かつ、変更完了の連絡を行った日を含めて 2 日以内に契約者から修正を申し入れられた場合は、当社は再度変更につき検討するものとしします。また、3 日目以降に修正を申し入れられた場合は、契約者は、当該変更の検討に関わる費用を負担するものとしします。

第18条 (契約者の義務)

1. 契約者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行ってはなりません。
 - ①公序良俗に反する行為。
 - ②犯罪行為または犯罪の恐れのある行為。
 - ③他人の特許権、著作権、その他の知的財産権を侵害する行為。
 - ④他人の財産、プライバシー等を侵害する行為。
 - ⑤他人の信用、名誉を毀損し、または中傷誹謗する行為。
 - ⑥本サービスの運営を妨げる行為。
 - ⑦当社がサービス毎に別途定めた仕様を越えて使用を行う行為。
 - ⑧当社の信用または名誉を毀損する行為。
 - ⑨コンピュータウイルス、その他のあらゆる種類のハードウェアもしくはネットワークに危害を与えるプログラムをサーバー等へ保存し、またはサーバー等からの送信を行う行為。
 - ⑩インターネットの参加者の間において確立している慣習に反する行為。
 - ⑪事実に反する情報またはそのおそれのある情報を提供する行為。
 - ⑫その他法令または本約款に違反する行為。
 - ⑬その他当社が不適切と判断する行為。
2. 契約者は、契約者または第 19 条(他人に使用させる場合の契約者の義務)の定めによって契約者が本サービスを使用させた契約者以外の者の責に帰すべき事由により当社が被った直接的または間接的な損害について、一切の責任を負うものとしします。

3. 契約者は、コンピュータウイルス、その他のあらゆる種類のハードウェアもしくはネットワークに危害を与えるプログラムについて、契約者の費用負担と責任において防御する義務を負うものとします。

第19条（他人に使用させる場合の契約者の義務）

1. 契約者は、管理、保守、運用等の用途で本サービスを契約者以外の者に使用させることができます。
2. 契約者は、前項に基づき、本サービスを契約者以外の者に使用させた場合、第18条（契約者の義務）、第35条（本サービスの適正な利用）、第36条（特殊環境下での使用の禁止）、第45条（機密保持）の規定の適用については、本サービスを使用する契約者以外の者の行為についても、当社に対して責任を負うものとします。
3. 契約者は、第1項に基づき、本サービスを契約者以外の者に使用させた場合、本サービスに関する料金または工事に関する費用のうち、本サービスを使用する契約者以外の者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負うものとします。

第20条（情報の取り扱い）

1. 契約者は、本サービスを介して記録されたデータに対する一切の操作およびその結果に対して、その操作が契約者によるものか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。
2. 当社は、本サービスを介して記録されたデータに対して、何らの保証をせず、何らの責任をも負わないものとします。
3. 契約者は、本サービスを介して記録されたデータに関して、以下のことを理解した上で本サービスを利用するものとします。
 - ①本サービスを使用する過程で、当社の関知しないネットワークや機器を経由することがあること。
 - ② ①を前提として、場合によっては、データの内容に異常をきたす可能性があること。
 - ③ ①を前提として、意図しない第三者による利用・盗み見等が行われる可能性があること。
4. 契約者は、対象サーバに記録された情報に関する紛争に関しては、自己の費用負担と責任において解決するものとし、一切の責任から当社を免責させるものとします。

第21条（利用料金および費用）

1. 本サービスにかかる料金には月額利用料金、初期費用、その他関連費用があります。
2. 当社が定める月額利用料金、初期費用、その他関連費用は、当社が別途定める料金表または当社から契約者宛に発行する見積書（有効期限を過ぎていないものに限る）のとおりとします。
3. 当社は、その必要があると認めた場合には、月額利用料金、初期費用、その他関連費用

を第3条(約款の変更)の定めに基づいた手続きにより、変更できるものとします。

第22条 (初期費用の支払義務)

1. 契約者は、当社が定める方法で初期費用を支払うものとします。

第23条 (月額利用料金の支払義務)

1. 契約者は、本サービスの提供開始日の属する月から、利用契約を解除または終了する日までの間、本サービスの月額利用料金を当社に支払うものとします。
2. 契約者は、第10条(本サービス提供の停止)の規定により本サービスの提供が停止されている期間の月額利用料金についても、前項の支払義務を免れることはできません。
3. 第12条(当社の都合によるサービス提供の中断)、第13条(本サービス提供の制限)の規定より本サービスの提供が中断または制限されている間の月額利用料金については、第25条(利用不能等の場合における月額利用料金の精算)の規定により取り扱われるものとします。

第24条 (請求および支払)

1. 当社は、当社が定める方法により、初期費用および月額利用料金等を契約者に請求します。
2. 前項の定めにより初期費用および月額利用料金等の請求を受けた契約者は、当月分を翌月末日までに支払うものとします。

第25条 (利用不能等の場合における月額利用料金の精算)

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由または本約款に特段に定められた事由により、契約者がその利用契約に係る本サービスをまったく利用できない状態となり、当社がその状態を確認した時刻から連続して24時間以上その状態が継続したときは、まったく利用できない状態の累積時間相当の利用料金を算定し、月額利用料金から減額するものとします。ただし、本項に基づき減額する利用料金は、1か月の月額利用料金額を上限とします。
2. 前項に定める減額は、契約者の書面による請求があった場合のみとします。
3. 当社からの次月月額利用料金の請求前に、契約者が利用契約を解除した場合、契約者は、本条に定める減額に関する権利を失うものとします。また、当社からの次月月額利用料金の請求日の前日までに、契約者からの減額請求が当社に到達しない場合も同様とします。

第2節 メールソリューション利用契約

第26条（本サービスの目的）

1. 当社は、契約者に対し、本サービスの利用契約に従い本サービスを提供します。
2. 当社の提供する本サービスは、当社と契約者との間で具体的に合意された内容のみとし、具体的な合意のないサービスについては、当社は何ら責任を負わないものとします。

第27条（本サービスの内容等）

1. 本サービスおよび本サービスに付随して提供されるサービス(以下「オプションサービス」といいます。)の品目は、別途定めるサービス仕様書に基づくものとします。
2. 当社は、オプションサービスのみを提供は行いません。本サービスが解除された場合は、オプションサービスも解除されるものとします。
3. オプションサービスのみを解除する場合については、第 16 条(契約者が行う利用契約の解除)の規定を準用します。

第28条（サービスの提供区域）

1. 当社が本サービスおよびオプションサービスを提供する区域は、日本国内の地域とします。

第29条（利用契約の単位）

1. 利用契約を締結できる当事者は、利用契約 1 つにつき、1 法人に限ります。
2. 当社は、本サービスの利用を希望するドメイン毎に、利用契約を締結いたします。
3. 当社は、本サービスの利用を希望するドメインで利用可能となる数に応じて、その数の利用契約を締結いたします。

第30条（最低利用期間）

1. 本サービスの利用契約には、最低利用期間があります。別途特別な条件がない場合は、サービス提供開始日を起算日として最低利用期間を 1 年としますが、別途特別な条件がある場合には、1 年を超えて設定することがあります。最低利用期間満了の 60 日前までに、当社が契約者から書面による利用契約の解除通知を受領しないかぎり、利用契約はさらに 1 か月間自動的に延長するものとし、以後この例によるものとします。

第31条（本サービスの開始日）

1. 本サービスの提供開始日は、第 5 条(本サービス利用の承諾)第 5 項の規定に基づき当社が契約者に通知する設定完了通知に記載されたサービス提供開始日といたします。

第32条（利用条件）

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の事項を契約者の責任と費用負担におい

て行っていただく必要があります。

- ①本サービスの対象となるインターネット網との通信が行われる環境の設定。
 - ②前号の環境への契約者設備の設定。
 - ③前二号の他当社が個別に指定するもの。
2. 前項に定める各事項を契約者が遵守しない場合には、本サービスを提供できないことがあり、当社は、当該提供できないことについて一切の責任を負いません。

第33条 (ID およびパスワード)

1. 契約者は、当社が提供した管理者用アカウントの ID およびパスワードの管理責任を負うものとします。契約者がこれらの情報を紛失または漏洩した場合は、速やかに当社に届けるものとします。
2. 契約者は、第 19 条(他人に使用させる場合の契約者の義務)に定める場合を除き、ID およびパスワードを第三者に利用させてはいけません。
3. 契約者は、当社が提供した管理者用アカウントの ID およびパスワードにより本サービスが利用されたときには、契約者自身の利用とみなされることに同意します。ただし、当社の故意または重大な過失により、当社が提供した管理者用のユーザーID およびパスワードが他者に利用された場合はこの限りではありません。
4. 管理者用アカウントのユーザーID とパスワードの電話による問合せに関しては、当社は、別途当社の定める通信方法によってのみ契約者に回答するものとします。契約者は、当社が即時の回答をできないことがあることを承諾するものとします。

第34条 (本サービスおよびオプションサービスの品質に関する事項)

1. 本サービスおよびオプションサービス(以下、本条において「本サービス等」といいます。)の提供は、当社が以下の事項を保証するものではありません。
 - ①本サービス等が常に可用であること。
 - ②本サービス等の機能が、その完全性、正確性および契約者の利用目的への適合性を有すること。
2. 契約者は、本サービス等の利用によって次の事象が発生する可能性があることおよび当社が当該事象について責任を負わないことについて、同意するものとします。
 - ①Webサイトへのhttpおよびhttps、メールサーバへのsmtpおよびsmtps、popおよびpops、imapおよびimapsによるアクセスの速度が低下する場合があること。
 - ②本サービス等の設定変更により、Webサイトへのhttpおよびhttps、メールサーバへのsmtpおよびsmtps、popおよびpops、imapおよびimapsによるアクセスが中断する場合があること。

第35条 (本サービスの適正な利用)

1. 本サービスへのアクセスは、申込書に記載された契約者によって、全責任をもって管理運用されるものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用によって生じた結果について全責任を負うものとします。第三者から係る結果について、苦情、紛争、係争が提起された場合、契約者は、自らの費用負担と責任においてこれを解決し、当社を一切の責任から免責させるものとし、当社の被った直接的または間接的な損害を賠償するものとします。
3. 契約者および第 19 条(他人に使用させる場合の契約者の義務)に基づき本サービスのアクセス権限を有する者(以下、「アクセス権者」といいます。)は、全ての関連する法令、電気通信事業者の業界の標準、第 2 条(サービスの提供)第 2 項に定める諸規定および仕様書に記載されている利用基準、およびインターネット社会におけるマナー等を遵守するものとし、契約者は、アクセス権者に対しても当該遵守を義務付けるものとします。当社は、本約款の条項に違反した者、秩序を乱した契約者または違反する可能性があると合理的な判断を下した契約者には、本サービスへのアクセスを拒否することができるものとします。
4. 契約者およびアクセス権者は、直接・間接を問わず、当社もしくは他の利用者の安全を脅かす行為、第三者のシステムもしくはネットワークに危害を与える行為および試みる行為を行ってはなりません。
5. 契約者およびアクセス権者は、コンピュータウイルスその他のあらゆる種類のハードウェアもしくはネットワークに危害を与えるプログラム(以下、「コンピュータウイルス等」といいます。)について、本サービスへ保存し、または本サービスへ送信してはなりません。また、本サービス内にコンピュータウイルス等を発見した場合、契約者およびアクセス権者は、本サービスまたは第三者へ危害を与えない様に、自らの費用負担と責任において適切な処置を行わなければなりません。
6. 当社は、本サービスにコンピュータウイルス等の存在が確認された場合、またはその疑いがある場合、ならびに当社の本サービス提供設備に影響を及ぼす事象が推測される場合は、契約者の故意または過失によるものか否かを問わず、緊急避難策として本サービスの停止等必要な措置を講じる場合があります。なお、当該措置に伴う設備・機器等の停止等に起因する契約者の直接的または間接的な損害について、当社はその責を負わないものとします。
7. 契約者が使用するドメイン名について第三者より UDRP(統一ドメイン名紛争処理方針: Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy)に基づく申立があった場合、契約者は、ICANN(アメリカ合衆国の非営利法人である The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers のことをいう)の認定した紛争処理機関が行う紛争処理手続に参加し、その裁定に従うものとします。

第36条 (特殊環境下での使用の禁止)

1. 本サービスは、原子力発電設備の運営、航空機の運航、航空通信システム、航空管制システム、直接的生命維持装置もしくは武器装置等、その不具合が人命や人体に直接影響を及ぼし、または環境に重大な被害をもたらす可能性のある、二重安全装置が必要となるような危険な環境下においての利用を想定しておりません。従って、契約者は、本サービスをこれらの環境下、またはこれらの業務のために利用してはならないものとします。

第37条（本サービスへの障害）

1. 第 50 条（不可抗力）に定める不可抗力を原因として本サービスに障害が発生した場合には、当社は、契約者に対して速やかにかかる障害を報告し、速やかに利用可能状態に復旧いたします。
2. 本サービスを提供するための当社所有のネットワーク機器・設備等に障害が発生した場合、当社は、契約者に対して速やかにかかる障害を報告し、直ちに本サービス提供の再開のために復旧活動を実施します。

第3節 雑則

第38条（違約金）

1. 契約者は、利用料金等の支払いを違法または不当に免れた場合、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の 2 倍に相当する額を、違約金として当社に支払うものとします。

第39条（遅延損害金）

1. 契約者は、利用料金等または違約金を請求書に指定する支払期日までに支払わないときは、支払期日の翌日から起算して支払の日までの期間について、未払額に対し年 14.6%の割合（ただし、1年は365日として計算する）で計算した額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

第40条（消費税等）

1. 契約者が本サービスに係る債務の支払いを当社に対し行う場合において、消費税法、地方税法およびこれらに関連する法令の規定により、消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）が賦課されるときは、契約者は、当社に対して当該債務と、それに対する消費税等を合わせて支払うものとします。

第41条（端数処理）

1. 本約款に基づき金額の計算をした場合に、その計算により算定された金額に1円未満の端数が生じた場合、その端数を切り上げします。

第42条（免責事項）

1. 本サービスの利用に関連して契約者の業務に支障等が生じ、契約者が損害その他の不利益を被ることがあっても、当社は契約者に対し、その損害等を賠償もしくは填補し、または事実上これを復旧・回復する責任を負わないものとします。
2. 前項に定める損害その他の不利益が当社の故意または重大な過失に起因する場合、契約者は、当社に対し、本約款において当社が一切の責任を負わない旨規定されている場合を除き、法律上の賠償責任の範囲にて当該事由により現実に被った直接的な損害を請求できるものとします。ただし、その損害額は、当社への本サービス月額利用料金の1か月分相当額を限度とし、かつ、相当因果関係の範囲内にある通常かつ直接の損害に限ります。なお、当社は、間接損害、予見の有無および予見すべきであったか否かを問わず、特別の事情により生じた損害、逸失利益、データまたはプログラムの消失・喪失・破損については、いかなる場合もその責を負わないものとします。

第43条（第三者が提供する製品、役務の使用）

1. 次の場合、本サービスでは、当社は、第三者が提供する製品または役務を使用して提供できるものとします。この場合は、契約者は各号のサービス毎に別紙にて定める追加利用条件に同意するものとし、当該追加利用条件の内容が、本約款の内容および別途取決めた書面と異なる場合には、当該追加利用条件が優先して適用されるものとします。

①ホームページスペースサービス

本サービスのうち、当社がGMOクラウド株式会社（以下、『GMOクラウド』といいます。）より提供を受けたレンタルサーバサービスを使用して、契約者にウェブサイトの設置を目的とした環境を提供するサービス。

②ホームページセキュリティサービス

本サービスのうち、当社がGMOクラウド株式会社（以下、『GMOクラウド』といいます。）より提供を受けたホームページセキュリティサービスを使用して、契約者のウェブサイトについて、コンピュータウイルス、ワーム、スパイウェア等の有害なソフトウェア、脆弱性もしくはファイルの改ざんを検知し、通知する機能を提供するサービス。

③メールセキュリティサービス

本サービスのうち、当社がトレンドマイクロ株式会社及びSB C&S株式会社（以下、『トレンド社』といいます。）より提供を受けたメールセキュリティサービスを使用して、契約者に標的型攻撃メール等への各種対策を提供するサービス。

第44条（業務委託）

1. 当社は、本サービスの提供に必要な業務の全部または一部について、当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第45条（機密保持）

1. 当社は、利用契約の履行に際して知り得た契約者の業務上の機密（通信の秘密を含みます。）を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、法令の定めもしくは官公署からの要請（行政指導を含む）により情報開示の請求があった場合、利用料金の請求、苦情対応、不正利用の防止その他の正当業務行為に該当する場合、または正当防衛、緊急避難に該当する場合には必要な範囲で、当該業務上の秘密を使用または保存するものとし、第三者に開示または漏洩しないものとします。ただし、当社が機密保持に関する契約を第三者と締結し、本サービスの実施の全部または一部を第三者に再委託する場合、または弁護士、公認会計士、税理士等、法令上当然に守秘義務を負う公的資格を有する専門家に開示する場合は除きます。
2. 契約者は、本サービスの利用に関し知り得た以下の情報を、第三者に対して開示してはならないものとします。
 - ①当社とその関連会社、およびその契約者に係る施設、財産、製品、サービス、営業、その他事業に関する全ての情報。
 - ②有形、無形、および秘密であるとの表示または指示の有無、またその目的の如何を問わない、第三者の専有情報または秘密情報。
3. 前項は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではないものとします。
 - ①知り得た時点で既に公知・公用となっている場合。
 - ②知り得た時点で既に取得済みの場合。
 - ③知り得た後、自己の責によらず公知、公用となっている場合。
 - ④開示または提供の同意を得た場合。
 - ⑤正当な権原を有する第三者から機密保持義務を課せられずに取得した場合。
 - ⑥法令に基づき権限を有する公的機関から適法な手続により、開示または提供の要請があった場合。
4. 契約者は、第 2 項で定める情報が契約者により開示または漏洩された場合、それによって生ずる一切の責任を負うものとします。
5. 契約者は、契約者またはその代理人が本サービスに関して交わした全ての守秘義務に係る契約（秘密保持契約）の条項を遵守するものとします。
6. 本条の規定は、利用契約の終了後もなお有効に存続するものとします。

第46条（個人情報保護）

1. 当社は、法令および当社が別途定める個人情報保護ポリシーに基づき、契約者の個人情報（以下、「個人情報」といいます。）を適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、本サービスの提供に関し取得した個人情報を以下の利用目的の範囲内において取り扱うものとします。

- ①本サービスの提供にかかる業務を行うこと。(業務上必要な連絡、通知等を契約者に対して行うことを含みます。)
 - ②本サービスレベルの維持向上を図るため、アンケート調査、および分析を行うこと。
 - ③当社のサービスに関する情報(当社の別サービス、または当社の新規サービス紹介情報等を含みます。)を、契約者に対し電子メール等により送付すること。
 - ④その他契約者から得た同意の範囲内で利用すること。
3. 当社は、契約者の同意に基づき必要な限度において個人情報を第三者に提供する場合があります。また、本サービスの提供に係る業務における個人情報の取扱いの全部または一部を第三者に委託する場合にあつては、当社は、当社の監督責任下において個人情報の取扱いを第三者に委託するものとします。
 4. 前項にかかわらず、法令に基づく請求、または特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律(平成13年法律第137号)第4条に基づく開示請求の要件が充足された場合、その他法令に基づく場合は、当社は当該請求の範囲内で個人情報を請求者に開示する場合があります。

第47条 (著作権)

1. 本サービスを構成するすべてのプログラム、ソフトウェア、マニュアル等の一切の著作物に関する著作権は、当社もしくは提供元の第三者に帰属するものとします。

第48条 (契約者のデータの権利)

1. 契約者のデータに関する著作権を含む権利は、契約者に帰属するものとします。ただし、当社は、これらの権利を保護する義務を負わないものとします。
2. 当社は、契約者のデータが著作権を含む第三者の権利を侵害した場合、その行為およびその結果に対し、一切の責任を負わないものとします。

第49条 (契約者への通知等)

1. 本約款に基づき当社が契約者に対して行う通知その他連絡(以下、「通知等」といいます。)は、電子メール、書面またはホームページへの掲載等、当社が適当と判断する通信手段によって行うものとします。
2. 前項に基づき、当社が契約者に対して電子メールで通知等を行う場合には、契約者が当社に届け出ている連絡先に通知等を行うものとします。また、契約者の電子メールアドレスを保有するサーバに到達したことをもって通知等が完了したものとみなします。
3. 前項の連絡先に変更がある場合において、契約者が当社に対して当該連絡先の変更に関する届出を怠ったことにより、契約者に通知等が到達しなかったとしても、当該通知等が通常契約者に到達したはずであった時点において到達したものとみなされます。
4. 本条1項に基づき、当社が契約者に対してホームページへの掲載で通知等を行う場合

には、当社が定めたホームページに掲載された時をもって通知等が完了したものとみなします。

第50条（不可抗力）

1. 当社および契約者のいずれも、天災、地震、火事、労働紛争、騒乱、伝染病、納入業者の債務不履行、法令の変更、政府、関連省庁もしくは地方自治体による規制、指示その他の指導もしくは不可抗力に基づく利用契約上の債務の不履行または遅延につき、相手方に対して何ら責任を負わないものとします。

第51条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および契約者は、現在および将来にわたって、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、「反社会的勢力」という）、には該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、保証するものとします。
 - ①反社会的勢力が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ②自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
 - ③反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ④役員または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 当社および契約者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号いずれかに該当する行為を行わないことを表明し、保証するものとします。
 - ①暴力的な要求行為。
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為。
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
 - ④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用・名誉を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為。
3. 当社および契約者は、本条第1項もしくは第2項の表明保証に反していることが判明した場合、または、新聞報道をはじめとする報道により、相手当事者が反社会的勢力もしくは本条第1項、第2項各号のいずれかに該当することが報道された場合には、何らの催告を要することなく、利用契約を解除することができるものとします。

第52条（分離可能性）

1. 本約款のいずれかの条項が何らかの理由により無効または執行不能とされた場合であっても、本約款の他の条項が無効または執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該条項は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において、限定的に解釈されるものとします。

第53条（合意管轄裁判所）

1. 本約款に関して、当社と契約者との間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第54条（準拠法）

1. 当社約款に関する準拠法は、日本法とします。

附則

1. 本約款は、2007年10月25日から実施します。
2. 2011年10月1日に改正した本約款は、2011年10月1日から実施します。
3. 2013年2月1日に改正した本約款は、2013年2月1日から実施します。
4. 2015年9月16日に改正した本約款は、2015年9月16日から実施します。
5. 2016年9月16日に改正した本約款は、2016年9月16日から実施します。
6. 2016年11月11日に改正した本約款は、2016年11月26日から実施します。
7. 2017年6月1日に改正した本約款は、2017年6月16日から実施します。
8. 2019年2月21日に改正した本約款は、2019年3月10日から実施します。
9. 2020年3月26日に改正した本約款は、2020年4月26日から実施します。
10. 2020年7月28日に改正した本約款は、2020年8月28日から実施します。
11. 2020年10月2日に改正した本約款は、2020年11月2日から実施します。

別紙1(第43条第1号関連)

ホームページスペースサービスの追加利用条件

第1条 ホームページスペースサービスの変更

1. 当社は、GMO クラウドより提供を受けたレンタルサーバ（以下『レンタルサーバ』といいます。）の仕様を変更された場合（ソフトウェア、ハードウェアの変更等を含みます。）、またはサービス環境の変更をした場合は、それに伴ってホームページスペースサービスの仕様を変更することがあります。

第2条 データ等のバックアップ

1. 契約者は、レンタルサーバより契約者に割り当てられた持分のサーバ（以下『契約者サーバ』といいます。）に保存されたデータ、ファイル、プログラム、アプリケーション、ソフトウェア、システムその他の電磁的記録（以下、『データ等』といいます。）について、その滅失または損傷に備えて、自己の責任で定期的にその複製を行うものとしします。

第3条 ID等の管理

1. 当社は、ホームページスペースサービスを提供するために運用するシステムにアクセスするために必要なユーザーIDおよびパスワード（以下、『ID等』といいます。）を契約者に対して発行します。
2. 契約者は、ID等を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏洩しないように注意を払う義務を負うものとしします。当社は、当社のシステムにアクセスしようとする者に対してID等の入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確認した場合には、正しいID等を構成する文字列と入力されたID等を構成する文字列が一致したときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。

第4条 契約者サーバの管理

1. 契約者は、契約者サーバについて、自らの責任で適切に管理しなければならないものとしします。
2. 当社（当社が作業を委託する第三者を含みます。）は、ホームページスペースサービスを提供するための機器に不具合が発生した場合、契約者サーバ内のプログラム等が当社の設備に過大な負荷を与えている場合、契約者サーバが不正にアクセスされ、もしくはウィルスに感染している場合、またはその他ホームページスペースサービスを提供するために必要がある場合には、契約者に対し期限を定めて適切な管理作業を行うように要請することがあります。この場合、契約者は定められた期限まで

に適切な管理作業を行わなければならないものとします。

3. 前項の当社からの要請にもかかわらず、期限までに適切な管理作業が行われない場合には、当社は、契約者サーバ内における調査、契約者サーバの修補または停止、設定変更、筐体変更またはその他の管理作業（以下、『管理作業等』という。）を行うことができるものとします。
4. 前2項の規定にかかわらず、当社（当社が作業を委託する第三者を含みます。）は、ホームページスペースサービスの提供のために緊急の必要がある場合には、契約者に通知することなく、直ちに管理作業等を行うことができるものとします。
5. 当社は、前3項の管理作業等によって契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
6. 当社は、第1条（ホームページスペースサービスの変更）により、契約者に生じた費用および損害について、一切の責任を負わないものとします。

第5条 不可抗力

1. 当社は、天災、疫病の蔓延、労働争議、悪意の第三者による妨害行為、またはホームページスペースサービスの提供に際して当社が利用する第三者（GMO クラウドを含みますがこの限りではありません。）のソフトウェアの瑕疵や機器の故障等、当社に責任のない事由により、契約者がホームページスペースサービスを利用することができなくなった場合であっても、これにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第6条 第三者からの攻撃

1. 当社は、レンタルサーバがDDoS攻撃等、第三者による攻撃を受けた場合には、契約者に事前に通知することなく、レンタルサーバの停止、ネットワークの切断、その他必要な措置を講じることがあります。この場合、当社の措置により契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第7条 免責

1. 当社は、ホームページスペースサービスに関していかなる保証も行わず、契約者サーバの停止、契約者サーバへの接続不能・遅延または契約者サーバに蓄積もしくは保存されたデータ等の滅失、損傷、漏洩、その他ホームページスペースサービスに関連して生じた損害について、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負わないものとします。

第8条 データ等の削除

1. 当社は、利用契約が期間の満了または解除により終了した場合には、契約者サーバ

内のデータ等を削除します。データ等の削除により契約者に損害が生じた場合であっても、当社は、契約者または第三者に対しデータの復旧、損害の賠償その他一切の責任を負わないものとしします。

第9条 ホームページスペースサービスの廃止

1. 当社は、業務上の都合により契約者に対して現に提供しているホームページスペースサービスの全部または一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項に定めるホームページスペースサービスの廃止を行う場合には、その1か月までにその旨を契約者に通知します。

別紙1(第43条第2号関連)

ホームページセキュリティサービスの追加利用条件

第1条 SiteLock シール

1. 当社は、ホームページセキュリティサービスを利用していることを示すシールを表示するサービスを提供する場合があります。
2. 前項のシールは、ホームページセキュリティサービスを利用していることのみを示すものであり、マルウェアに感染していないこと、脆弱性がないこと、およびファイルが改ざんされていないことを証明するものではありません。当社は、シール表示によりマルウェア、脆弱性もしくはファイルの改ざんのないものと誤認した契約者または第三者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第2条 知的財産権

1. ホームページセキュリティサービスに関する特許権、実用新案権、意匠権、著作権（著作権法第27条および第28条に定める権利を含む。）、商標権その他の知的財産権は、当社（当社が作業を委託する第三者を含みます。）に帰属します。契約者は、当社の書面による事前の承諾がない限り、本約款に従いホームページセキュリティサービスを利用する権限のみを有するものとします。
2. 契約者は、当社（当社が作業を委託する第三者を含みます。）が、ホームページセキュリティサービスを提供する目的で契約者のウェブサイトのコンテンツおよびメタデータ、ならびに当該ウェブサイトに送信されるコンテンツおよびメタデータを複製し、保存し、公衆送信（送信可能化を含みます。）することを許諾するものとします。

第3条 ID等の管理

1. 当社は、ホームページセキュリティサービスを提供するために運用するシステムにアクセスするために必要なユーザーIDおよびパスワード（以下、『ID等』といいます。）を契約者に対して発行します。
2. 契約者は、ID等を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏洩しないように注意を払う義務を負うものとします。当社は、当社のシステムにアクセスしようとする者に対してID等の入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確認した場合には、正しいID等を構成する文字列と入力されたID等を構成する文字列が一致したときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。

第4条 不可抗力

1. 当社は、天災、疫病の蔓延、労働争議、悪意の第三者による妨害行為、またはホームページセキュリティサービスの提供に際して当社が利用する第三者（GMO クラウドを含みますがこの限りではありません。）のソフトウェアの瑕疵や機器の故障等、当社に責任のない事由により、契約者がホームページセキュリティサービスを利用することができなくなった場合であっても、これにより契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第5条 免責

1. 当社は、マルウェア、脆弱性もしくはファイルの改ざんを検知もしくは通知できなかったこと、ホームページセキュリティサービスを提供するための設備の故障、ネットワークの障害等により契約者がホームページセキュリティサービスを利用できなかったこと、その他ホームページセキュリティサービスに関連して生じた損害について、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
2. 当社は、次の次号に掲げる事項、その他ホームページセキュリティサービスに関する事項についていかなる保証も行わず、いかなる担保責任を負いません。
 - ①ホームページセキュリティサービスが一定の品質を備えること。
 - ②ホームページセキュリティサービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
 - ③ホームページセキュリティサービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。

別紙1(第43条第3号関連)

メールセキュリティサービスの追加利用条件

第1条 権利許諾の条件

1. 契約者は、以下に記載する内容について承諾するものとします。
 - ①メールセキュリティサービスを契約者に提供するにあたり、電気通信事業者法第4条に定める通信の秘密に該当する契約者の通信記録および情報を、メールセキュリティサービスを提供する目的で当社およびトレンド社が閲覧すること。
 - ②当社およびトレンド社が、契約者に電子メールが到達する前に、トレンド社が保有するサーバにおいて、契約者の電子メールに対し悪影響を及ぼし得る事象の有無を、メールセキュリティサービスに使用されているシステムによって自動的に判定すること。
 - ③受信者の意向によらずに無差別に送られる電子メール（以下『スパムメール』といいます。）の送信元からの接続を制御することを目的とした機能により、スパムメールと通常のメール両方を送信するサーバがあった場合等は、当該サーバを接続拒否や配送遅延処理の対象とする可能性があり、当該接続拒否や配送遅延処理の対象となったサーバからのメール受信が必要な場合には、当社またはトレンド社が指定する方法によるホワイトリストへの登録等が必要となること。
 - ④メールセキュリティサービスに使用されているシステムのバージョンアップおよびプログラム修正を、当社またはトレンド社が、事前に契約者に対して通知することなく、自動的に行う可能性があること。
 - ⑤メールセキュリティサービスに関する問い合わせ、および使用料返還請求等をトレンド社に対して行わないこと。
 - ⑥契約者からの問い合わせや苦情への対応、または法的措置を取ること等を目的として、トレンド社から当社に要求があった場合には、当社は契約者との契約書のコピーをトレンド社へ提出する可能性があること。
 - ⑦電気通信事業者の回線を使用している場合は、契約者にてこれら電気通信事業者との連絡窓口を設置すること。
 - ⑧当社およびトレンド社が、問題解決のために、設定情報やログ等の収集または設定変更、関連システムの再起動等を要請した場合、契約者は速やかに対応すること。

第2条 権利侵害への対応

1. 契約者は、メールセキュリティサービス、本件商標に起因して第三者との間に著作権、特許、商標、意匠、ノウハウまたはその他の知的所有権上の侵害問題が生じた場合または生じるおそれがあるとトレンド社が判断する場合、当該問題に関する訴訟の遂行および和解等の一切の交渉はトレンド社が行うことに同意します。

第3条 個人情報

1. 契約者は、管理システムに入力する個人情報をトレンド社およびその委託先が以下のとおり取り扱うことができることに同意するものとします。
 - ①トレンド社およびその委託先がサポートサービスの提供に使用する可能性があること。
 - ②トレンド社およびその委託先が閲覧することが可能であること。
2. トレンド社がメールセキュリティサービスのシステムや製品等から取得可能な個人情報については、契約者が自己の責任において最新の状況を以下の Web サイトにより確認するとともに適切な措置をとるものとし、当社およびトレンド社はこれについて一切の責任を負わないものとします。

<https://success.trendmicro.com/data-collection-disclosure>

<https://success.trendmicro.com/solution/1120463>

第4条 責任の限定

1. 当社は、メールセキュリティサービス（使用されるシステムおよび自動的なバージョンアップやプログラム修正による不具合、日本国外での利用を起因とする不具合、契約者の電子メールの未達、ロスト、遅延や検索サービス上の問題などを含むがこれに限定されません。本条において以下同様とします。）およびドキュメンテーションに関して一切の保証を行わないものとします。また、メールセキュリティサービスおよびドキュメンテーションの機能が契約者の特定の目的に適合することを保証するものではなく、メールセキュリティサービスまたはドキュメンテーションの物理的な紛失、事故および誤用等に起因する契約者の損害につき一切の補償を行わないものとします。
2. 当社は、メールセキュリティサービスまたはドキュメンテーションの使用に起因して契約者またはその他の第三者に生じた逸失利益に関して一切の責任を負わないものとします。
3. 本約款のもとで、理由の如何を問わず当社が契約者またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、契約者が損害の生じる直前の1か月間にメールセキュリティサービスの対価として実際に支払った金額の100%を上限とします。

第5条 サービスの範囲外となる事項

1. 次に定める事項はメールセキュリティサービスの対象外とし、当社およびトレンド社はこれらの事項に関して対応する責任を負いません。これらの事項に関する対応は契約者の責任および費用負担において行うものとします。
 - ①メールセキュリティサービスの契約および提供期間外に行うサービス。

- ②問診・調査の結果、対象ソフトウェアおよびサービスの不具合を認められなかった場合、もしくは他のソフトウェアおよびサービス、または回線等に起因する障害であった場合のそれ以降の対応。
- ③契約者の故意、または過失によって生じた障害の対応。
- ④契約者が対象ソフトウェアおよびサービスの利用許諾契約、取扱説明書および操作関係のマニュアルなどに記載されている取扱仕様に基つかずに設定・使用したことによって生じた障害、あるいは損傷の修理。
- ⑤契約者が対象ソフトウェアを改造し、またはトレンド社が承認していない改変をおこなった為に発生した障害、または不具合の対策。
- ⑥天災地変など、契約者および当社、トレンド社のいずれの責にも帰することのできない原因によって生じた障害、あるいは損傷の修理。
- ⑦契約者が設定やログ等、問題解決のために必要と思われる情報を事前に提示しない場合または、当社およびトレンド社が問題解決のために契約者に提示した設定変更等の作業を実施しない場合のそれ以降の対応。
- ⑧対象ソフトウェアおよびサービスの仕様に起因する障害、あるいは損傷の修理
- ⑨設計作業および設計変更作業。
- ⑩人災(管理者パスワード紛失、過電流、電圧不足、電圧不安定、誤操作、改造、盗難など)に起因する障害。
- ⑪ネットワーク環境変化による障害(ネットワーク環境の変化に伴うメモリ不足による障害、トラフィック増加に伴う遅延増加、パケット落ちによる障害等)。
- ⑫対象ソフトウェアおよびサービスと、契約者が所有する対象ソフトウェアおよびサービス以外の製品との問題切り分け支援。
- ⑬障害調査等の報告書の作成、提供。